

別紙1 育児休業等を取得する配偶者がいない場合の添付書類一覧

子の出生日の翌日における 配偶者の状態	添付書類
① 配偶者が産後休暇等中	母子健康手帳（出生届済証明のページ）、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）、出産費又は出産育児一時金等の支給決定通知書、産後休暇等が承認されたことが分かる画面コピーのうち、いずれか1通。 <b>※コピー可</b>
② 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない	<p><b>次の①及び②のどちらも必要です。</b></p> <p>①世帯全員の続柄ありの住民票の写し、戸籍謄（抄）本等、配偶者がいることが確認できる公的な書類いずれか1通 <b>※コピー不可</b></p> <p>②配偶者の直近の課税証明書（所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため）1通 <b>※コピー不可</b></p> <p>※課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業等がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写しや身分証の写し等。）も必要です。</p>
③ 配偶者が無業者（無職）	<p><b>次の①及び②のどちらも必要です。</b></p> <p>①世帯全員の続柄ありの住民票の写し、戸籍謄（抄）本等、配偶者がいることが確認できる公的な書類いずれか1通 <b>※コピー不可</b></p> <p>②配偶者の直近の課税証明書（収入がないことを確認するため）1通 <b>※コピー不可</b></p> <p>※課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。</p> <p>※配偶者が基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。</p>
④ 配偶者からの暴力を受け、別居中	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（雇用保険用）のいずれか1通 <b>※コピー可</b>

<p>⑤ 配偶者がいない</p>	<p>次の①又は②のいずれか。</p> <p>①戸籍謄（抄）本（抄本の場合は被保険者本人のもの）1通 及び世帯全員の続柄ありの住民票の写し1通 <b>※いずれもコピー不可</b></p> <p>②組合員がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類（遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明する書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類等いずれか1つ）1通 <b>※コピー可</b></p>
<p>上記①から⑤以外の理由で配偶者が育児休業等を行うことができない</p>	<p>次の①及び②のどちらも必要です。</p> <p>①世帯全員の続柄ありの住民票の写し、戸籍謄（抄）本等、配偶者がいることが確認できる公的な書類いずれか1通 <b>※コピー不可</b></p> <p>②別紙「配偶者が育児休業等を行うことができないことの申告書」及び申告書に記載された必要書類</p>

※配偶者が上記のいずれにも該当しない場合は、大阪市職員共済組合 保健医療係（TEL：6208-7591～7593）までお問い合わせください。

（注）

上記の内容は、「育児休業手当金兼育児休業支援手当金請求書/育児休業掛金免除申出書（両親ともに育児休業をする場合の特例用）」の裏面にも記載しております。